

◎旧朝香宮邸の歴史を訪ねて

連載◆第21回/戦後の朝香宮邸—皇籍離脱・朝香宮から朝香家へ(前編)

Residence of Prince Asaka 1933—

庭園美術館は戦前の朝香宮家の邸宅を継承し、1983(昭和58)年から美術館活動を行っておりますが、戦後、宮邸から庭園美術館に至るまでの経緯はどのようなものだったのでしょうか。今回は終戦直後の朝香宮邸をめぐる歴史を紐解いてみたいと思います。

1945(昭和20)年の終戦を境に日本社会は大きく変わりました。皇族・華族、財閥を取巻く環境も激変し、そうした立場にあった方々は、多難な状況に追い込まれることになりました。

同年9月、マッカーサー元帥率いるGHQが日本を占領します。藩屏として天皇制を支えたのは皇族、軍国主義を財力で援護したのは財閥であるとの論理から、戦後日本の民主化推進のため、その解体が目標のひとつとされました。

昭和21年5月には、皇族に関する司令部の覚書が交付されます。内容は皇族に対し一切の特権と免除を剥奪するというものでした。戦前の皇族の主な特権制度は「皇族歳費の制度」、「皇族賜邸地の制度」、「免税特権」などでした。賜邸地とは天皇から賜った邸地のことです。明治末年以降、皇女の嫁ぎ先の皇族に対し、御料地を下賜される慣例がありました。明治天皇の第8皇女であった允子内親王が婚嫁した朝香宮家も、1921(大正10)年に白金台の御料地を賜り、本邸が建てられたのです。

免税特権の剥奪は占領軍の要請により新憲法の実施を待たずに、財産税の課税という形で行われました。一般国民と同様、昭和21年3月現在の財産に対し、翌年の2月までに申告し、1ヵ月以内に納税という厳しさでした。14の宮家のなかでも、有栖川宮家の財産を継いだ高松宮家(1,254



万円)に続き、二番目に申告額の高かった朝香宮家(1,068万円)には、79パーセントの課税額である844万円もの納税が課せられました。

旧皇族の方々の大半が広大な邸宅を手放さざるを得ない状況に陥りました。皇族の特権を奪うことは、その存続を経済的に困難なものとし、大部分の皇族が整理されることを意味するものでした。占領軍司令部の狙いもそこにあったと考えられます。

1947(昭和22)年10月13日、新憲法(日本国憲法)の制度による初めての皇室会議が開かれ、直宮家(秩父宮家、高松宮家、三笠宮家)を除く、11宮家(閑院宮家、東伏見宮家、伏見宮家、山階宮家、賀陽宮家、久邇宮家、朝香宮家、梨本宮家、東久邇宮家、北白川宮家、竹田宮家)51人の方々の皇籍離脱が決定しました。(次号に続く/高波) ◆

*参考文献:黒田久太「天皇家の財産」、三一書房、1966年

『朝日新聞』
1947(昭和22)年10月14日
第5面